

新型コロナウイルス対応

助成 貸付 相談

お役立ちBOOK

コロナに
負けるな!



東京土建一般労働組合
足立支部

目次



融資・貸付

新型コロナウイルス感染症特別貸付／公庫	3～4
マル経融資(小規模事業者経営改善資金)／公庫	3～4
セーフティネット貸付／公庫	5
危機対応業務／政投銀・中金	6～7
新型コロナウイルス感染症対応緊急融資／都	8
中小企業制度融資／都	9
緊急経営資金(新型コロナウイルス対策資金)／区	10～11
中小企業融資／区	12～13
緊急生活応援ローン(個人向け)／労金	14
緊急小口資金(個人向け)／社協	15
総合支援資金(個人向け)／社協	16

債務保証・利子補給借換

特別利子補給制度／公庫	17～18
既往債務の借換／公庫	19
新型コロナウイルス感染症対応緊急借換／都	20～21
セーフティネット保証／信用保証協会	22
危機関連保証／信用保証協会	23



助成・給付金

持続化給付金／中小企業庁	24
小学校休業等対応助成金(事業主向け)／厚労省	25～26
小学校休業等対応支援金(フリーランス向け)／厚労省	27～28
雇用調整助成金(特例措置)／厚労省	29～31

》 猶予・減免・相談等 《

納税猶予／国税庁	32～33
厚生年金保険料等の猶予／年金事務所	34
固定資産税等の軽減／中小企業庁	35
法人税(欠損金)の一部還付／中小企業庁	36
下請かけこみ寺／中小企業庁	37～38
無料の専門家派遣事業／都	39～40

》 公共工事 《

国土交通省 直轄工事の取り扱いについて	41
国土交通省 直轄工事・業務の対応に関する問い合わせ先	42～43



※略称について

公庫=日本政策金融公庫

政投銀・中金=日本政策投資銀行・商工中金

都=東京都

区=足立区

労金=中央労働金庫

社協=社会福祉協議会

厚労省=厚生労働省



※収入が大幅に減少した世帯への一律30万円の給付については、政府が詳細を検討中です(申請窓口は各自治体の予定)。

2020年3月12日
株式会社日本政策金融公庫

新型コロナウイルス感染症に関する融資制度の拡充について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、「新型コロナウイルス感染症対策本部」による「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）」の発表に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆さま向けに融資制度を以下のとおり拡充し、令和2年3月17日より本制度によるご融資を開始します。すでにご相談を受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

主な制度拡充内容

【取扱事業：国民生活事業（国民）、中小企業事業（中小）】

（１）「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の創設（国民・中小）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況の悪化を来している方を対象として、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を創設

（２）「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」および「生活衛生改善貸付」の拡充（国民）

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者を対象として、「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」等の融資限度額の引上げや利率の引下げ等の措置を実施

○令和2年1月29日以降にご利用いただいている方におかれましては、一定の要件に該当すれば、ご融資後であっても、ご融資時に遡って「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資条件を適用することができます。

○すでにご相談を受け付けております。

○新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

ご利用 いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の（１）又は（２）のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 （１）最近１ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して５％以上減少している方 （２）業歴３ヵ月以上１年１ヵ月未満の場合は、最近１ヵ月の売上高が次のいずれかと比較して５％以上減少している方 ① 過去３ヵ月（最近１ヵ月を含みます。）の平均売上高 ② 令和元年12月の売上高 ③ 令和元年10月から12月の平均売上高
---------------	--

お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および 運転資金		
融資限度額 (いずれも別枠)	国民生活事業	6, 000 万円	
	中小企業事業	3 億円	
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 20 年以内 (5 年以内) 運転資金 15 年以内 (5 年以内)		
利率 (年) (注 1)	国民生活事業	3, 000 万円以内の部分 (注 2)	当初 3 年間 : 基準利率－0. 9% 3 年経過後 : 基準利率
		3, 000 万円を超える部分	基準利率
	中小企業事業	1 億円以内の部分 (注 2)	当初 3 年間 : 基準利率－0. 9% 3 年経過後 : 基準利率
		1 億円を超える部分	基準利率
担保	無担保		

(注 1) 基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率 (融資期間に応じた所定の利率) が適用されます。主な貸付利率は日本公庫HPをご覧ください。

(注 2) 一部の対象者については、基準利率 - 0.9% の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初 3 年間で実質無利子となる予定です。

○マル経融資 (小規模事業者経営改善資金) および生活衛生改善貸付の拡充の概要 (国民生活事業)

	通常部分	拡充部分
融資対象者	【マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)】 商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方 【生活衛生改善貸付】 生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方	左記に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により最近 1 ヶ月の売上が前年または前々年の同期と比較して 5 % 以上減少している方
お使いみち	設備資金および運転資金	
融資限度額	2,000 万円	別枠 1,000 万円
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 10 年以内 (2 年以内) 運転資金 7 年以内 (1 年以内)	設備資金 10 年以内 (<u>4 年以内</u>) 運転資金 7 年以内 (<u>3 年以内</u>)
利率 (年)	特別利率 F	当初 3 年間 : <u>特別利率 F - 0.9%</u> 3 年経過後 : 特別利率 F

セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】 設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】 3年以内

【金利】 基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%
※令和2年4月1日時点、貸付期間5年、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫

融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

➡ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）

：0120-327790（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

商工中金の危機対応業務

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けている
中小企業の皆さまへ～

商工中金では「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」を設置しており、新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに支障を来している中小企業の皆さまからのご相談に対し、危機対応業務の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」でお応えいたします。

○新型コロナウイルス感染症特別貸付(中小企業向け制度)の概要

～中小企業向け制度～

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方
資金用途	設備資金 運転資金
適用利率	商工中金所定の利率 (下限は日本公庫の基準金利。(2020年3月19日現在) 1.11% (注))
利子補給(※1)	下記に記載の通り。
貸出期間	設備：20年以内(据置5年以内) 運転：15年以内(据置5年以内)
貸出限度(※2)	元高：20億円以内 残高：3億円以内

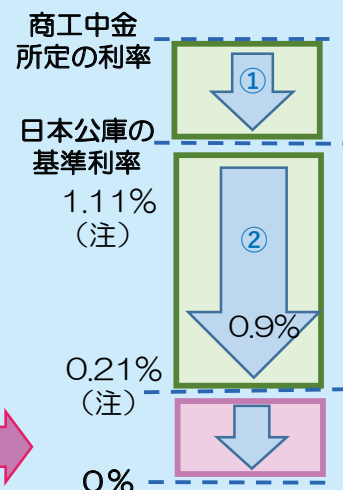
(※1) 利子補給の残高限度は、日本政策投資銀行等との合算運用となります。

(※2) 元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。

[利子補給制度について]

①商工中金所定の利率が日本公庫の基準金利(上記1.11%(注))を上回る場合は、残高3億円までの全額について、お借入期間中にわたり、日本公庫の基準利率(上記1.11%(注))までの利子補給があります。

②残高1億円まで、当初3年間は0.9%の利子補給があり、0.21%(注)になります。
(4年目以降はこの利子補給はありません。)



[特別利子補給制度について]

★別途、「特別利子補給制度」により、一定の要件(売上減少：中小企業▲20%以上、小規模事業者▲15%以上など)を満たす方は、残高1億円まで、当初3年間は、金利0%となるまでの利子補給を受けることができます。
(4年目以降はこの利子補給はありません。)

※利子補給金の請求に係る具体的な手続きや、利子補給金をお客様にお返しする方法等の詳細については、中小企業庁ホームページ等で公表されるまで、今しばらくお待ち下さい。

● 利子補給制度と特別利子補給制度は、お借入期間中の金利はお客様にいったんご負担頂き、後日にまとめてお返しの方式です。

(注)「日本公庫の基準利率(2020年3月19日現在) 1.11%」は、貸出期間5年の場合の例示です。日本公庫の基準利率は、貸出期間により異なります。また、定期的な見直しにより変更されることがあります。

～中堅企業向け制度～

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方
資金使途	運転資金 設備資金
適用利率	商工中金所定の利率（※：利子補給はございません）
貸出期間	設備：20年以内（据置5年以内） 運転：15年以内（据置5年以内）
貸出限度	定めなし（ただし、当金庫の審査により個別に金額が決まります）

○「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込み手続

1 ご融資の相談の受付

- ・事業の状況、ご資金の必要事情などについてお話を伺います。

2 お申込

- ・お申込みに必要な書類をご提出いただきます。
- ・必要な書類一覧は、商工中金ホームページをご確認ください。

3 商工中金での審査

- ・ご提出頂いた資料、面談時の情報をもとに、商工中金で審査を行います。
- ・必要に応じて、追加の資料をお願いする場合があります。

4 ご融資

- ・審査の結果、ご融資が決まれば、ご契約の手続きを致します。新規のお客様は、組合へ未所属の場合は加入手続き（下記、留意事項参照）、預金口座の開設手続きも必要です。
- ・ご契約手続きを終えたのち、ご融資の資金を入金いたします。

○制度融資ご利用に当たっての留意事項

○商工中金は、株主である中小企業の組合と、その組合員の皆さまをご融資の対象としています（未加入の場合はお申込時にご相談ください）。

○ご融資には審査があります。審査の結果、ご融資できない場合があります。

○審査には時間を要することがあります。また必要な書類の提出が必要です。あらかじめご了承ください。

○取引停止処分や差押等が生じたことのある方は本制度の対象外となる場合があります。法的整理（民事再生・会社更生に限る）が終結した方や借入金の延滞が解消した方は本制度の対象となります。

○個別のご相談はお近くの商工中金本支店までご連絡ください。

商工中金ホームページ <https://www.shokochukin.co.jp/>



新型コロナウイルス感染症に対応した中小企業支援を実施します。 ～令和2年3月6日より、金融・経営面からの支援を開始～

1 緊急融資制度の創設（「新型コロナウイルス感染症対応緊急融資」）

- 融 資 対 象 次の要件を満たす中小企業者又は組合
- ・新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けていること。
 - ・最近3か月の売上又は今後3か月の売上見込みが令和元年12月以前の直近同期比で5%以上減少していること。

○ 主な融資条件

資金使 途	運転資金・設備資金
融資限度額	2億8千万円（無担保8千万円）
融 資 期 間	運転資金10年以内（据置期間2年以内） 設備資金15年以内（据置期間3年以内）
融 資 利 率	融資期間に応じて、1. 7%～2. 4%以内 （責任共有制度対象外の場合は1. 5%～2. 2%以内）
信用保証料	都が全額を補助

○ 受 付 場 所

東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関、東京信用保証協会各支店、
東京都中小企業団体中央会、都内商工会議所、都内商工会、東京都商工会連合会、
公益財団法人東京都中小企業振興公社、東京都各支庁産業課、東京都産業労働局金融部金融課

○ 特別相談窓口（令和2年1月30日から設置）

東京都産業労働局金融部金融課（新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎19階北側）
電話 03-5320-4877（平日 9:00～17:00）

【参考】国は感染症への緊急対策として、中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証の特例措置を講じました。指定要件を満たす場合、一般の保証枠とは別枠の保証が利用可能となります。

※詳細は、東京都産業労働局金融部のホームページをご覧ください。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/kuushi/>



2 専門家の派遣

- 対 象 ・新型コロナウイルス感染症により経営面の影響を受けている中小企業
（東京都中小企業振興公社が設置する「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」にて相談を実施した上で、本支援が必要と認められる中小企業）
- 支 援 内 容 ・中小企業診断士等の専門家を無料で派遣し、経営改善等に向けたアドバイスを実施（1社あたり4回まで・無料）

○ 受 付 場 所

東京都中小企業振興公社 総合支援課（千代田区神田佐久間町1-9）電話 03-3251-7881
（「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」（平日 9:00～17:00）にお問い合わせください）

※詳細は、東京都中小企業振興公社のホームページをご覧ください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/topics/2003/0001.html>



<問い合わせ先>

【制度融資・資金繰り相談】	産業労働局 金融部 金融課	03-5320-4877(直通)
【経営相談・専門家派遣】	産業労働局 商工部 経営支援課	03-5320-4783(直通)

令和 2 年度 中小企業制度融資を拡充します！

～稼ぐ力の創出・社会課題の解決などの取組を強力に後押し～

東京都では、都内中小企業の皆様の円滑な資金調達を支援するため、東京都中小企業制度融資を実施しています。令和 2 年度は以下のとおり、融資メニューの充実を図ります。

ポイント：中小企業が直面する様々な重要課題への対応を力強くサポート

- ・新たなビジネスやイノベーションの創出などを後押しする「稼ぐ力創出融資」を新設
- ・働き方改革やソーシャルビジネスなどを後押しする「社会課題解決融資」を新設
- ・事業承継期の中小企業に対する支援強化のため「事業承継融資」を拡充
- ・補助金等の交付までの資金繰りの円滑化を図る「補助金・助成金つなぎ」を新設

主な新設・拡充の概要

融 資 メ ニ ュー		主 な 内 容
新設 稼ぐ力 創出融資	イノベーション創出支援	○対象：革新的な製品・サービス等の事業化を目指す事業者 ○信用保証料：小規模企業者に対し、2 分の 1 を補助
	成長産業育成支援	○対象：成長産業分野に取り組む事業者 ○信用保証料：小規模企業者に対し、2 分の 1 を補助
新設 社会課題 解決融資	ソーシャルビジネス・ ソーシャルファーム支援	○対象：ソーシャルビジネスに取り組む認定 NPO 法人等やソーシャルファーム ○信用保証料：2 分の 1 を補助
	ゼロエミッション支援	○対象：環境負荷低減等に取り組む事業者 ○信用保証料：小規模企業者に対し、2 分の 1 を補助
	BCP・サイバー セキュリティ対策支援	○対象：BCP（事業継続計画）策定やサイバーセキュリティ対策に取り組む事業者 ○信用保証料：小規模企業者に対し、2 分の 1 を補助
	働き方改革支援	○対象：働き方改革に向けた職場環境整備等に取り組む事業者 ○信用保証料：2 分の 1（テレワークの取組は 3 分の 2）を補助
拡充 事業承継融資	女性活躍推進特例 (TOKYOウイメン・ビズ・サポート)	○働き方改革に加えて女性の活躍推進に取り組む事業者向けの特例を新設 ○信用保証料：3 分の 2 を補助 ○融資利率：0.4%優遇
		○一定の財務要件等を満たした場合に、経営者の個人保証が不要となる「事業承継経営者保証不要型」を新設 ○信用保証料：2 分の 1 又は 0.2%相当額のいずれか高い方を補助 ⇒最大で信用保証料負担がゼロ
新設	補助金・助成金つなぎ	○補助金等が交付されるまでのつなぎ資金に活用可能なメニューを新設 ○産業労働局所管の幅広い補助金・助成金等に対応

▶ 融資メニューの詳細については、東京都産業労働局金融部のホームページをご覧ください。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/>



▶ 3 月から実施している新型コロナウイルス感染症に対応した融資メニューは、令和 2 年度も引き続き実施予定です。

【 問合せ先 】 産業労働局 金融部 金融課 03-5320-4877 (直通)

※ 本事業は、令和2年度東京都一般会計予算の成立を受けて実施します。

感染拡大による

緊急! 対策融資

緊急経営資金(新型コロナウイルス対策資金)

申込・受付期間

9/30 [水] まで

融資限度額

1000万円

■ 利子補給

1年目

全額 補助 (上限3%) ※1

2年目以降5年目まで

貸付利率の2/3(上限1.6%)

※1 貸付利率が3%を下回る場合は貸付利率と同率

■ 信用保証料

全額 補助 ※2

※2 借換資金の場合、信用保証料補助はありません



本融資ご利用にあたっての詳細は、裏面または区ホームページでご確認ください。



融資あっせん申込窓口・問い合わせ先

産業経済部 企業経営支援課 相談・融資係

〒120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号 南館4階

Tel 03-3880-5486 Fax 03-3880-5605

E-mail kigyo-shien@city.adachi.tokyo.jp

年末・年始を除く平日

※原則予約不要



東武スカイツリーライン 梅島駅から徒歩12分

北千住駅から都営バス北47系統乗車

「足立区役所」または「足立区役所前」下車徒歩1分

対象事業者

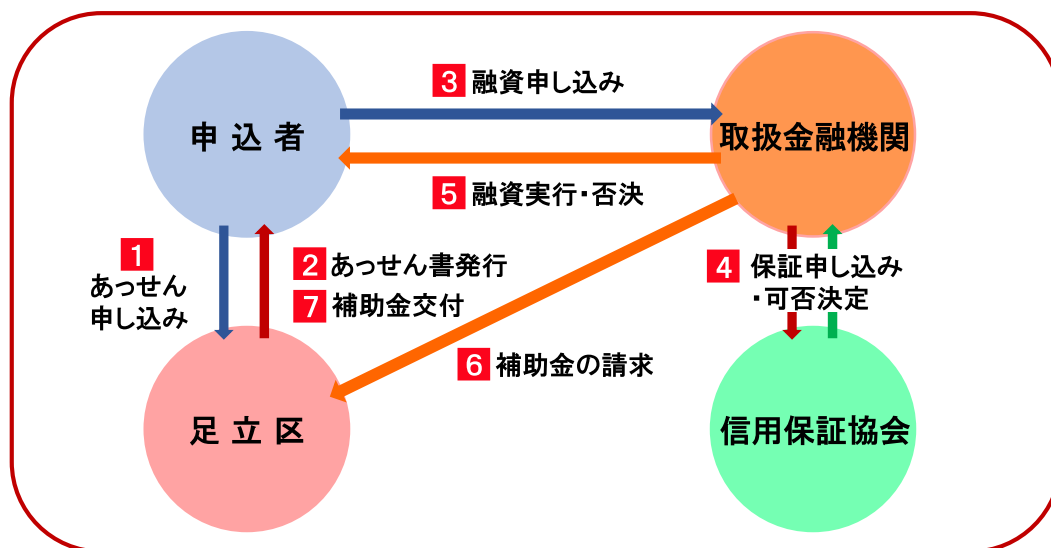
以下の要件を全て満たす中小企業者

- 1 1年以上継続して事業を営む中小企業者であること
- 2 足立区内に1年以上住所(法人は本店または支店登記)を有すること
- 3 保証協会の保証対象業種を営み、営業に関し必要な許認可を受けていること
- 4 区民税(法人都民税)その他税金の未申告・滞納がないこと
- 5 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年2月から融資あっせん申込月の前月までの間で、売上高実績が前年同月と比較して**1円以上減少**している月が1か月でもあること

必要書類

個人の場合	法人の場合
1 足立区中小企業融資申込書(要実印) 2 区民税を納付したことが確認できるもの 当該年度における納期到来分の区民税領収書、 引落口座の通帳原本、納税証明書原本のうちいずれか一つ(区民税非課税の方は課税証明書原本) 3 直近の確定申告書の控(税務署收受印のあるもの) 4 住民票原本(最近3か月以内に発行されたもので本籍およびマイナンバーの記載がないもの) 5 売上高申告書(試算表・決算書等、売上減少が分かる書類を添付) 6 委任状(金融機関が代理で申し込む場合)	1 足立区中小企業融資申込書(要実印) 2 法人都民税(予定納税分含む)の領収書または納税証明書原本 3 直近の確定申告書の控(税務署收受印のあるもの) 4 履歴事項全部証明書原本(最近3か月以内に発行されたもの) 5 売上高申告書(試算表・決算書等、売上減少が分かる書類を添付) 6 委任状(金融機関が代理で申し込む場合)

手続きの流れ



- 1 融資を申し込む金融機関を決めて、区の窓口へ
- 2 区が金融機関への融資あっせん紹介書を発行
- 3 区の融資あっせん紹介書と申込書を金融機関に提出し融資申し込み
- 4 信用保証協会が経営状況などを審査し、保証の可否などを決定
- 5 融資の実行 ※申込者が支払うべき信用保証料は融資額から控除
- 6 金融機関が申込者の委任を受け信用保証料補助金を区に請求
- 7 信用保証料補助金・利子補給金を申込者口座へ振り込み

足立区 中小企業 融資の ご案内

令和
2
年度版

区が融資をあつせん

利子を補給します 信用保証料を補助します

区では中小企業に融資をあつせんし、金融機関に支払う利息や、信用保証協会に支払う信用保証料の一部または全部を補助しています（対応する制度のみ）。

協力：東京信用保証協会／足立区中小企業融資政策金融機関 本案内は令和2年4月1日時点の内容を掲載しています。



ご利用いただける方

創業資金

下記①②③④⑤⑥の要件を全て満たし、かつ⑥⑦⑧のいずれかを満たす中小企業者※1

- 1 融資あつせん申し込み時点で区内に住所（法人は本店または支店登記）がある
- 2 区内に営業実態がある（またはある予定）
- 3 信用保証協会の保証対象業種※2を営み、必要な許可を受けている
- 4 区民税（法人は法人郡民税）その他税金等の未申告・滞納がない
- 5 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しない、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しない、暴力的な要求行為を行わない
- 6 【創業資金①申告前】事業を営んでいない個人※3で、区内で新たに（個人でまたは法人設立して）開業する、または区内で開業してから初回の確定申告時期が到来していない
- 7 【創業資金②申告後】事業を営んでいない個人※3で、区内で新たに（個人でまたは法人設立して）開業し、確定申告を済ませた開業5年未満（個人事業主からの法人成り含む）
- 8 【創業資金③申告後】事業を営んでいない個人※3で、区外で（個人でまたは法人設立して）開業し、営業実態のある事業所とともに区内へ転入し、確定申告を済ませた開業5年未満

ほかにも要件があります。申し込みの恐れなくおしはくは区ホームページ内の「創業資金のご案内」をご覧ください。

※1 特定非営利活動法人（NPO法人）は一部利用できない融資制度があります。詳しくは区ホームページをご覧ください。
※2 遊興娯楽業・風俗業の一部、農林業・金融業などを除くほとんどの業種が該当
※3 現在、法人等の役員の方、または給与所得以外の収入（事業所得、不動産所得等）がある方は、原則対象になりません。詳しくは、お問い合わせ下さい。

創業資金以外

下記①②③④⑤の要件を全て満たす中小企業者※1

- 1 事業を1年以上継続している
- 2 区内に1年以上住所（法人は本店または支店登記）がある
- 3 信用保証協会の保証対象業種※2を営み、必要な許可を受けている
- 4 区民税（法人は法人郡民税）その他税金等の未申告・滞納がない
- 5 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しない、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しない、暴力的な要求行為を行わない

経営安定資金・経営革新資金・小口等融資金はほかにも要件があります。別頁の「足立区あつせん融資一覧」をご参照ください。

金利・返済期間などの融資条件

- ▶ 貸付利率
金融機関ごとに定める利率
（固定金利 実行後の変更不可）
- ▶ 返済期間・据置期間・融資額
金融機関と信用保証協会が決定
- ▶ 返済
元金均等分割返済（毎月払）

融資の審査・実行・保証

金融機関・信用保証協会の審査を経て信用保証協会の保証承諾の範囲内で取扱金融機関が融資を実行します。

審査の結果、希望する融資が受けられない場合があります。あらかじめご了承ください。

足立区あっせん融資一覧

融資の種類 (融資限度額)	資金使途	前頁「ご利用いただける方」 以外の要件	利子補給率	利子補給期間	信用保証料補助 (補助割合)
創業資金①申告前 (1000万円) 特定創業支援等事業 を交付された者に おいては2000万円	運転 設備 併用	「創業計画書 ^{※3} 」を作成し、区 の中小企業相談員の面談を 受け、承認を受けた方 (利用できるのは1回のみ)	2.5% 貸付利率が2.5%を 下回る場合は貸付 利率と同率		
創業資金②申告後 (1000万円) ①の残額と合算して 特定創業支援等事業 を交付された者に おいては2000万円	運転 設備 併用	別頁の「ご利用いただける方」 ②⑧の要件確認のため、開 業・廃業等届出書、法人設立 届出書が必要	貸付利率の $\frac{2}{3}$ ^{※5} (上限1.6%)	運転資金 ……3年 設備資金 ……5年 併用資金 ……4年	(補助割合) 信用保証料の $\frac{1}{2}$ 運転資金 信用保証料の $\frac{2}{3}$ 設備・ 併用資金 創業資金 $\frac{2}{3}$ (のみすべて)
小口零細資金 (2000万円) ^{※1} ※1 他の保証協会付融資 の残額と合算して	運転 設備 併用 借換	小規模企業者 ^{※3}	貸付利率の $\frac{2}{3}$ ^{※5} (上限1.6%)	融資実行日から期間経過 後の前日まで(返済期間が それに満たない場合は、実 際の最終返済日まで。区外 転出・廃業などの場合は補 助は受けられなくなります)	
経営安定資金 (1000万円)	運転 設備 併用 借換	次のア・イのいずれかに該当す る小規模企業者 ^{※3} ア:個人事業主 イ:セーフティネット保証の認定 (右記参照)を受けた法人	貸付利率の $\frac{2}{3}$ ^{※5} (上限1.6%)		資金ごとに上限あり 創業資金………50万円 小口零細資金…10万円 経営安定資金…10万円 経営革新資金…50万円 一般事業資金…10万円 借換資金や、信用保証料を 分額割付する場合には、無視なし。
経営革新資金 (3000万円) 完済前の追加申し込み不可	運転 設備 併用	新しい取り組み ^{※4} により利益を 向上させる「経営革新計画書 ^{※1} 」 を作成し、「区の中小企業相談員」 の面談を受け、承認を受けた方 (区のホームページ内に別途案内あり)	貸付利率の $\frac{2}{3}$ ^{※5} (上限1.6%)		
一般事業資金 (3000万円)	運転 設備 併用 借換	—	補給なし	補給なし	

※1 区窓口(最終面参照)でのみ配布
「創業資金」「経営革新資金」について
は別途案内あり。区ホームページから
ダウンロードできます。

※3 常時雇用する従業員数が20人以下
(小売・卸・飲食・サービス業は、5人以
下の中小企業。教育・サービス業内
の宿泊業と例案業は20人以下)

※4 新製品・新技術の開発および事業化、
新たな販売・サービス方法の開発、新
事業分野への進出、事業転換、最新の
機械設備・技術(特許)の導入など

※5 小口点第二位切捨て

借換資金の利用条件

区のあっせんを受けて借り入れ、6回以
上元金返済している融資を同一の金融
機関で借り換える場合に利用できます。
借換資金を再び借り換えることは、不可
(一般事業資金で申し込み込む場合を除く)。
80%で保証された融資を100%保証で
借り換えることは不可。

環境保全資金について

環境保全(アスベスト対策・土壌対策
など)についても融資あっせんの対象
となりますので、ご相談ください。

よくある質問



利子補給金の計算方法を教えてください。

例) 融資額500万円、4月15日貸付、翌月より毎月20日に
10万円返済、利子補給率1.6%の場合

4月分
 $500万円 \times 1.6\% \times \frac{365}{365} = 7,890円$
(繰上り償却)

5月分
 $490万円 \times 1.6\% \times \frac{365}{365} = 6,558円$
(繰上り償却)

6月分
 $480万円 \times 1.6\% \times \frac{365}{365} = 6,558円$
(繰上り償却)

計16,652円が利子補給金額です。



信用保証協会に支払う「信用保証料」と「区の補助金」
は、どのように計算されるのでしょうか。

例) 運転資金で融資額500万円、6年(72回)返済、据置無、
信用保証料率^{※6}1.1%、割賦係数^{※7}0.55の場合

信用保証料
 $500万円 \times 1.1\% \times 72回 \times 0.55 = 181,500円$

区の補助金
 $181,500円 \times \frac{1}{2} = 90,750円$

※割賦資金は、 $181,500円 \times \frac{2}{3} = 121,000円$

(「区の補助金」は円未満の端数は切捨て)

※6 信用保証協会要綱で決定されます。

※7 割賦係数は、返済の割賦回数により異なります(25割払以上は0.55)。
※ 資金ごとに上限あり。

セーフティネット保証制度

認定を受けると

信用保証協会の保証限度額が拡大(区中小企業融資の限度額は
拡大されません)。
法人が区の経営安定資金を申し込み込むためには認定取得が必須です。
認定申請に必要な書類など、申し込みの詳細については区のホームペ
ージ内「セーフティネット保証認定手続きのご案内」をご覧ください。
お問い合わせください。

要件

中小企業信用保証法第2条第5項の1号から8号に該当すること
※第5号(イ)または第7号認定を受ける方がほとんどです。

第5号(イ): 国が定める指定(不況)業種を営み、最近3ヶ月の売
上高が前年同期比で所定の減少をしている
第7号: 国の指定した金融機関から一定の増入残高があり、直
近1年間で一定の返済がある(他の要件あり)

※ 指定業種・指定金融機関等は中小企業庁ホームページ
(<https://www.chusho.meti.go.jp>)等に開示



〈中央ろうきん〉に
相談して良かった!!



緊急生活応援ローン

- 無担保
- 固定金利
- 最長10年

ご利用できる方

中央ろうきんと協定書を締結した団体会員の間接構成員の方。

ご利用目的

勤務先企業の事情による賃金・一時金の切り下げ（賃金カット）もしくは賃金遅欠配、または新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等が発生したことによる当面の生活資金。
※ただし「ろうきんローン」の返済資金にはご利用できません。
※2021年3月末受付分までとなります。

最高

100万円

固定金利型

年 1.5 %

※保証料は金庫が負担致します。

※当金庫指定の保証協会をご利用いただきます。（当金庫と会員との協定内容により異なる場合がございます。）

ご利用には一定の条件がございます。詳しくは中央ろうきん営業店までお問い合わせください。

※実際のご融資金利は、お申込み時点での金利ではなく、お借入れ時点の金利が適用となります。※金利情勢の変化により、金利は変更となる場合があります。※店頭やホームページでご返済額の試算ができます。※審査の結果、ローン利用のご希望にそえない場合がございます。※店頭に説明書をご用意しております。※詳しくは〈中央ろうきん〉営業店までお問い合わせください。

団体会員とは……中央労働金庫に出資いただいている次の団体をいいます。①労働組合 ②国家公務員・地方公務員等の団体 ③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で一定の条件を満たすもの。なお、対象とならない場合もございます。

お問い合わせ・ご相談は

〈中央ろうきん〉千住支店 TEL. 03-3882-3121
担当：鈴木（すずき）・金山（かなやま）

2020年4月1日現在

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等による 福祉資金 緊急小口資金(特例貸付)のご案内

貸付額 20万円以内（一括交付）

- 貸付金交付 申請から交付まで 1週間程度
- 据置期間 1年以内
- 返済期間 2年以内（24回以内）
- 連帯保証人 不要
- 利 子 無利子

※ただし、返済期限までに返済が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

■ 貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯とします。
他道府県社会福祉協議会で今回の特例貸付を既に受けている世帯は対象外です。

■ お申込み先 居住地の区市町村社会福祉協議会

■ お申込みに際して必要な書類等

- (1) 本人確認書類（健康保険証、運転免許証、パスポート、住基カード等）
- (2) 住民票の写し（世帯全員が記載された発行後3か月以内のもの）
- (3) 預金通帳（申込み当日までの記帳を行うこと）
 - ①新型コロナウイルス感染症の影響で減収したことが確認できる通帳
 - ②税金・社会保険料・公共料金等の支払いが確認できる通帳※通帳で減収や税金等の支払いの確認ができない場合は、③日常的に入出金を行っている通帳及び④給与明細等の収入が確認できる書類が必要です。
- (4) 印鑑（銀行印）
- (5) その他、東京都社会福祉協議会が指定する書類

■ お申込みに当たって

お申込みに当たって、ご世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者、または、罹患者との濃厚接触の可能性がある方がいらっしゃる場合は、ご来所になる前に必ず、居住地の区市町村の社会福祉協議会にご連絡ください。

■ 貸付金の送金

ご指定の金融機関口座（ご本人名義に限る）に振り込みます。

■ ご返済について

原則として金融機関口座引落しで毎月ご返済いただきます。引落とし口座の設定ができない場合は、指定の払込票でゆうちょ銀行からお振込みいただきます。

【返済例】20万円借入れた場合 1回目～23回目 8,330円
最終回（24回目）8,410円

審査により貸付を行わないことがあります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響による離職等による 総合支援資金 生活支援費(特例貸付)のご案内

貸付額 二人以上世帯 月額20万円以内
単身世帯 月額15万円以内

- 貸付金交付 申請から交付まで、最短20日
- 貸付期間 原則3カ月以内
- 据置期間 1年以内
- 返済期間 10年以内(120回以内)
- 連帯保証人 不要
- 利子 無利子

※ただし、返済期限までに返済が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

■ 貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯とします。

他道府県社会福祉協議会で今回の特例貸付を既に受けている世帯は対象外です。

本資金は、緊急小口資金(特例貸付)と同じ時期に貸付けることはできません(緊急小口資金を利用したあとに、収入減が続く場合や失業等となった場合に、総合支援資金を申請することは可)。

自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件になります。

■ お申込み先 居住地の区市町村社会福祉協議会

■ お申込みに際して必要な書類等

- (1) 本人確認書類(健康保険証、運転免許証、パスポート、住基カード等)
- (2) 住民票の写し(世帯全員が記載された発行後3カ月以内のもの)
- (3) 預金通帳(申込み当日までの記帳を行うこと)
 - ①新型コロナウイルス感染症の影響で減収したことが確認できる通帳
 - ②税金・社会保険料・公共料金等の支払いが確認できる通帳

※通帳で減収や税金等の支払いの確認ができない場合は、③日常的に入出金を行っている通帳及び④給与明細等の収入が確認できる書類が必要です。
- (4) 失業・離職等の場合は、それが確認できる書類(離職票、廃業届、源泉徴収票等)
- (5) 実印と印鑑登録証明書
- (6) 印鑑(銀行印)
- (7) その他、東京都社会福祉協議会が指定する書類

■ お申込みにあたって

お申込みに当たって、ご世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者、または、罹患者との濃厚接触の可能性がある方がいらっしゃる場合は、ご来所になる前に必ず、居住地の区市町村の社会福祉協議会にご連絡ください。

■ 貸付金の送金 1か月ごとの分割交付

■ ご返済について

原則として金融機関口座引落しで毎月ご返済いただきます。引落し口座の設定ができない場合は、指定の払込票でゆうちょ銀行からお振込みいただきます。

審査により貸付を行わないことがあります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付をうけた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

◎貸付相談から資金交付まで お問い合わせ先

居住地の区市町村社会福祉協議会

◎資金交付後、ご返済完了まで お問い合わせ先

緊急小口資金 東京都社会福祉協議会 電話 03-3268-7238
〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1

総合支援資金 居住地の社会福祉協議会

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による実質的な無利子化融資のご案内

- 実質的な無利子化融資とは、公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、ご返済いただいた利子について、公庫以外の実施機関から利子補給を受けることで、お客さまのご負担される利子が実質的に無利子になるというものです。
- 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、公庫以外の実施機関が行う「特別利子補給制度」の、各々の要件を満たしていただく必要がございます。

【国民生活事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付（注1・2）		詳細検討中		特別利子補給制度（注1・2）										
ご利用 いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 （1）最近1ヵ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少 （2）業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少 ①過去3ヵ月（最近1ヵ月含む。）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10～12月の平均売上高		左記の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方		ご利用 いただける方									
			<table><tr><td></td><td>小規模事業者</td><td>中小企業者</td></tr><tr><td>個人</td><td>要件無し</td><td>売上高▲20%以上</td></tr><tr><td>法人</td><td>売上高▲15%以上</td><td>売上高▲20%以上</td></tr></table>				小規模事業者	中小企業者	個人	要件無し	売上高▲20%以上	法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上
		小規模事業者	中小企業者											
	個人	要件無し	売上高▲20%以上											
法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上												
		（※1）小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員（*）が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいう。中小企業者とは、この他の中小企業をいう。 （*）労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」 （※2）売上高要件の比較は、左記貸付で確認する最近1ヵ月に加え、その後2ヵ月も含めた3ヵ月間のうちのいずれかの1ヵ月で比較。												
資金の お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金		—		—									
融資限度額	別枠 6,000 万円		左記の融資限度額のうち、3,000 万円以下の部分		補給限度額									
ご返済期間 ＜据置期間＞	設備資金：20 年以内＜うち 5 年以内＞ 運転資金：15 年以内＜うち 5 年以内＞		当初 3 年間		補給期間									
利率（年） （注 3）	3,000 万円 以下 当初 3 年間：基準（災害）－0.9% 3 年経過後：基準（災害） 3,000 万円超 基準（災害）		左記の 3,000 万円以下の部分にかかる 「基準（災害）－0.9%」の利子（支払利息）（※） （※）一旦公庫にご返済後、支払済み利子額を実施機関から補給		補給率 （注 4）									
担保	無担保		—		—									
実施機関	日本政策金融公庫（国民生活事業）		政府の指定する実施機関 現時点では未定		実施機関									

（注1）経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（令和2年3月13日・20:00版）より作成し、経済産業省において監修

（注2）令和2年1月29日以降にご利用いただいたセーフティネット貸付等のご融資も、特別貸付等の要件に該当する場合は適応適用が可能

（注3・4）令和2年3月17日時点での適用例（運転資金1,500万円・5年返済の場合）

【3,000万円以下の部分】当初3年間：0.46%、3年経過後：1.36%

↑ この部分の支払済み利子額を後日実施機関から補給し、実質的に無利子化

※生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付も同様の取扱いです。



日本政策金融公庫
国民生活事業

「実質無利子化」に関するQ & A（令和2年3月17日現在）

Q 新型コロナウイルス感染症特別貸付は「実質的に無利子」と聞きましたが、概要を教えてください。

A 新型コロナウイルス感染症特別貸付は、一定の要件に該当する場合、当初3年間、3,000万円を限度（国民生活事業。中小企業事業においては1億円）として、災害発生時の融資制度に適用される利率から0.9%低減した利率が適用されます。

ご融資後は、利息も含め公庫にご返済いただきますが、後日、低減した利率の利息部分について、お客さまへお返しする、いわゆる利子補給の制度（特別利子補給制度）（注）が政府において設けられることになっており、利子補給を受けることで、当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。

（注）新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

	小規模事業者	中小企業者
個人	要件なし	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	

（※1）小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員（*）が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいいます。中小企業者とは、この他の中小企業をいいます。

（*）労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」

（※2）売上高要件の比較は、新型コロナウイルス感染症特別貸付で確認する最近1ヵ月に加え、その後の2ヵ月も含めた3ヵ月間のうちのいずれかの1ヵ月で比較します。

特別利子補給制度の具体的な手続きや実施機関などについては、詳細が中小企業庁ホームページ等で公表されるまで今しばらくお待ちください。

参考：[経済産業省のパンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」](#)

日本公庫等の既往債務の借換

※日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工組合中央金庫の危機対応融資について、各機関毎に、既存の特別貸付や危機対応融資に係る債務を対象とした借換を可能とし、実質無利子化の対象にします。

【対象制度】

- (1) 日本政策金融公庫等
 - ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・新型コロナウイルス対策マル経融資
 - ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・新型コロナウイルス対策衛経 等
- (2) 商工組合中央金庫等
 - ・危機対応融資

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

- (1) 日本政策金融公庫等
 - 中小事業 1億円、国民事業 3千万円
- (2) 商工中金 1億円

【借換え限度額】

- (1) 日本政策金融公庫等
 - 中小事業 3億円、国民事業 6千万円、
- (2) 商工中金 3億円

※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額

本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに、経済産業省HP等で公表させていただきます。

【お問合せ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183

※平日・休日9時00分～17時00分

新型コロナウイルス感染症対応緊急借換のご案内

1 目的

既往の保証協会の保証付融資があり、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている東京都内の中小企業者及び組合の方々が、既往保証付融資の借り換えにより資金繰りの安定化や経営改善を図るための融資メニューです。

2 融資対象

次の（１）から（６）を全て満たしている方

- （１）中小企業者又は組合であること。
- （２）都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。
- （３）当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けている（又は、受ける）こと。
- （４）事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと（完納の見通しが立つ場合などはこの限りではありません。）。
- （５）現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。
- （６）次のアからエまでを全て満たしている方
 - ア 新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けていること。
 - イ 「最近 3 か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」又は「今後 3 か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が令和元年 12 月以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること。
 - ウ 保証協会の保証付融資を利用していること。
 - エ 事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。

3 融資条件

(1) 資金使途	運転資金 ※借換えの対象は既往の保証協会の保証付融資とします。
(2) 融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円） ※既往の保証協会の保証付融資に、この融資に係る諸費用を加えた額の範囲内とします。
(3) 融資期間	運転資金 10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）
(4) 融資利率	【固定金利】 融資期間 3 年以内 1.7%以内 3 年超 5 年以内 1.8%以内 5 年超 7 年以内 2.0%以内 7 年超 10 年以内 2.2%以内 ＜責任共有制度の対象外となる場合＞ 融資期間 3 年以内 1.5%以内 3 年超 5 年以内 1.6%以内 5 年超 7 年以内 1.8%以内 7 年超 10 年以内 2.0%以内
(5) 返済方法	分割返済（元金据置期間は運転資金 2 年以内）とします。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。

(6) 融資形式	証書貸付又は手形貸付
(7) 信用保証料	保証協会の定めるところによります。 東京都が信用保証料の全額を補助します。ただし、借換の対象となる融資の元金返済が 1 年以上継続して行われていない場合は、東京都が信用保証料の 3 分の 2 を補助します。
(8) 保 証 人	原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要とします。
(9) 物的担保	この融資の保証を含めて保証合計残高が、8,000 万円以下の場合は原則として無担保とします。

4 融資の申込み

(1) 融資申込受付開始日

令和 2 年 3 月 1 7 日

(2) 融資申込受付機関及び取扱金融機関

東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関

(3) 融資申込みに必要な書類

ア	信用保証委託申込書(※)及び信用保証委託契約書(※)	各 1 部
イ	個人情報の取扱いに関する同意書(※)	2 部
ウ	印鑑証明書(申込人及び連帯保証人のもの)	各 1 部
エ	法人の場合は商業登記簿謄本	1 部
オ	確定申告書(決算書)の写し(原則直近 2 期分)	2 部
カ	納税証明書(法人税又は事業税(個人は所得税))	1 部
キ	「新型コロナウイルス感染症対応」該当届	1 部
ク	融資対象であることが確認できる書類の写し	1 部
ケ	「新型コロナウイルス感染症借換」事業計画書	1 部

※東京信用保証協会及びあつ旋機関から申し込む場合は、融資あつ旋用を使用してください。

5 その他

融資のご利用については、4 (2) の各機関に御相談ください。

(問い合わせ先)

東京都産業労働局金融部金融課

0 3 (5 3 2 0) 4 8 7 7

セーフティネット保証 4号・5号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN 4号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN 5号：3月23日に令和2年度第1四半期分の対象業種、587業種を公表。指定業種は経産省・中企庁HPをご確認ください。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
- ②対象となる中小企業者の方は本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。※3月23日に都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関等による代理申請の緩和や申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

※経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」または右のQRコードよりご確認ください。



➡ 土日・祝日の連絡先については、3ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。

※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証別枠を確保

【イメージ図】

一般保証枠（2.8億円）



SN保証枠（2.8億円）



危機関連保証枠（2.8億円）

4号：100%保証（全都道府県）
5号：80%保証（指定業種）
別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：
100%保証（全国・全業種）

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

※ご利用手続の流れは前ページのセーフティネット保証と同様です。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」
または右のQRコードよりご確認ください。



土日・祝日の連絡先については、3ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

【給付対象者】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

【給付額】

前年の総売上(事業収入)

— (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。

本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに、経済産業省HP等で公表させていただきます。

【お問合せ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183

※平日・休日9時00分～17時00分

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け)

令和2年2月27日から3月31日までの間に

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ・ 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対する助成金制度を創設します！**

* 詳細は裏面をご参照ください

➡ 事業主の皆様におかれては、本助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします。

【助成内容】

- **有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10**

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額（※）×有給休暇の日数により算出した合計額を支給します。
※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円を超える場合は8,330円）

【申請期間】

- **令和2年3月18日～6月30日までです。**

- * ①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。
- * 事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について1度にまとめて申請をお願いします。

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。

②お問い合わせについては、

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター
0120-60-3999 ※土日・祝日含む（受付時間：9：00～21：00）

③申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）に郵送（配達記録が残るもの）してください。（本社等の所在地により以下の4つに分かれます）

- ・ **関東地区**（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）

〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2 6階662執務室

- ・ **東北、関西、四国、中国地区**

（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）

〒105-0014 東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル4階

- ・ **北陸、中部、九州・沖縄地区**

（新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

〒170-6025 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 25階

- ・ **北海道地区**

〒550-8798 大阪西郵便局私書箱62号

新型コロナ 休暇支援 **検索**



※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。

※ 雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局等でも受け付けますのでご相談ください。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○「臨時休業等」とは

・ 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所等から利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です（※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります。）

○「小学校等」とは

・ 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）

★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。

・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス

・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

- ・ 新型コロナウイルスに感染した者
- ・ 発熱等の風邪症状が見られる者
- ・ 新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者

③対象となる保護者

- ・ 親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・ 上記のほか、各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。

④対象となる有給の休暇の範囲

○春休み、土日・祝日に取得した休暇の扱い

「(1)の臨時休業等をした小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

- ・ 学校：学校の元々の休日以外の日（※春休みや日曜日など元々休みの日は対象外）
- ・ その他の施設（放課後児童クラブ等）：本来施設が利用可能な日

「(2)新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

- ・ 学校の春休みなどにかかわらず、令和2年2月27日から同年3月31日までの間は対象

○半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

- ・ 対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

○就業規則等における規定の有無

- ・ 休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則等が整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

○年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

- ・ 対象になります。（ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。）

○労働者に対して支払う賃金の額

- ・ 年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。（助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

小学校等の臨時休業等に伴い、**子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します！**

【支援の内容】

- 令和2年2月27日から3月31日の間において、
就業できなかった日について、1日当たり**4,100円(定額)**
※春休み等、小学校等が開校する予定のなかった日等を除きます

【申請期間】

- 令和2年3月18日から6月30日までです。

【支援の対象となる方】 ※ (1) ~ (4) のいずれにも該当する方が対象

(1) 保護者であること

- 親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母等)であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- 上記のほか、子どもの世話を一時的に補助する親族を含みます。

(2) ①又は②の子どもの世話を行うこと

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○ 「臨時休業等」とは

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、

- ・ 小学校等が臨時休業した場合
- ・ 自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合をいいます。
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。(※ ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります。)

○ 「小学校等」とは

- ・ 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。)、特別支援学校(全ての部)
★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校(高等学校までの課程に類する課程)等も含む。
- ・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

- ・ 新型コロナウイルスに感染した者
- ・ 発熱等の風邪症状が見られる者
- ・ 新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者

(3) 小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

○ 「業務委託契約等」とは

ここでの業務委託契約等は、発注者から、仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約のことをいいます。
契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの指定の内容や報酬が確認できるものが申請には必要となります。

○ 契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと

※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

○ 臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること

○ 契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、発注者から一定の指定を受けていること

例

- ・ 業務従事や業務遂行の態様（業務の内容 など）
- ・ 業務の場所（業務を行う場所や施設 など）
- ・ 業務の日時（業務を行う予定の日・時間、開始日と終了日 など）

○ 業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること

- ・ 時間や日を基礎として計算されるもの
- ・ 作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるもの
など、作業量や成果物により、報酬が算定されるものが該当します。

(4) 小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話を行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと

○ 「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは

あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行う日時のことをいいます。
業務量、契約期間などから、業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。

○ 業務を行うことができなかった日が、小学校等の臨時休業等の期間中であって、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていた日（休校日、春休み等）ではないこと

※ ただし、上記（2）②の子どもの世話を行うために業務を行うことができなかった場合は、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていた日であっても、対象になります。

◎ 支給要件、申請等の手続のお問い合わせについては、

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ※土日・祝日含む
0120-60-3999（受付時間：9：00～21：00）

◎ 申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）に郵送（配達記録が残るもの）してください。

臨時休業 個人委託 検索

※ 提出先は、申請者の住所地（都道府県）により異なりますので、詳細は厚生労働省HPでご確認ください。

※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。）
〈支援金HP〉 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、個人の方に個人情報や電話で問い合わせたり、支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。

※ 収入の減少等により、当面の生活費が必要な方は、社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」の特例もご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【追加の特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

- ① 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
- ② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、
イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とします(支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません)。

【既に講じている特例措置の内容】

- ③ 令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が、令和2年5月31日まで可能です。
- ④ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ⑤ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月と比べます。そのため12月実績は必要となります)
- ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています。

【雇用調整助成金の経済上の理由の例】

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小した場合
- ・行政からの営業自粛要請を受け、自主的に休業を行い、事業活動が縮小した場合
- ・市民活動が自粛されたことにより、客数が減った場合
- ・風評被害により観光客の予約キャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減った場合
- ・労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した場合

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

厚生労働省HP



LL020325企



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

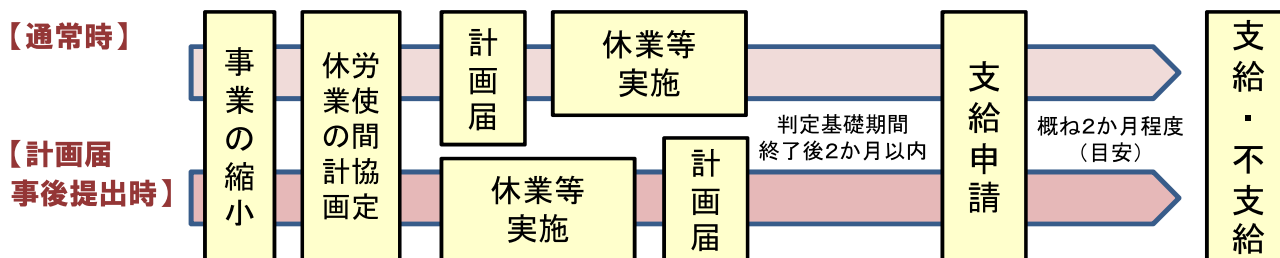
助成内容と受給できる金額	助成率(大企業)	助成率(中小企業)
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※ 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在) ※ 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算(額)	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日	

◆受給手続き◆

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間※ごとに計画届を提出することが必要です。(※計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。)
- 事後提出する休業等については、1度にまとめて提出してください。
- 事後提出しない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい(最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。)
- 事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

◆支給までの流れ

1~3判定基礎期間
(1か月単位で1~3か月)



◆初回の計画届時に必要な書類(休業の場合)※教育訓練、出向の場合は労働局にご確認ください。

休業等実施計画届	休業予定日、規模等を記載。
事業活動の状況に関する申出書 (新型コロナウイルス感染症関係用)	事業縮小の状況を記載。
【添付】労使協定書	・労使協定書 ・労働者代表確認書類
【添付】事業所の状況に関する書類 (生産指標は届出前月の数値で確認します。)	・生産指標(売上高等)のわかる書類 ・所定労働日、時間や賃金制度等のわかる書類 等



◆労使協定で最低限定める事項(休業の場合)※計画届や申出書の様式は厚生労働省HPからダウンロードできます。

- ① 休業の実施予定時期・日数、② 休業の時間数、
- ③ 対象となる労働者の範囲及び人数、④ 休業手当額の算定基準

◆その他の主な支給要件◆

- 雇用保険適用事業所の事業主であること。
 - 支給のための審査に協力すること。
 - ① 審査に必要な書類等を整備・保管していること
 - ② 審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
 - ③ 管轄労働局等の実地調査を受け入れること 等
 - 労使間の協定により休業等をおこなうこと。
 - 休業手当の支払いが労働基準法第26条の規定に違反していないものであること。
 - 判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の1/20(大企業の場合は1/15)以上となるものであること。
- 詳細については、最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。
- 支給の円滑化のため、書類等の整備や休業手当額の算定基準の整理にご協力ください。**

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

別紙

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

新型コロナウイルス感染症特例措置		(参考) リーマンショック時
特例以外の場合の雇用調整助成金	現行 (一般的な場合)	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なく された事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主（全業種）	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める
助成率 2/3（中小）1/2（大企業）	据え置き	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日～6月30日まで)
1年のクーリング期間が 必要	クーリング期間の撤廃	同左
6か月以上の被保険者期間 が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左＋上記対象期間
		被保険者期間要件の撤廃
		クーリング期間の撤廃
		やむを得ないと認められる場合は、 事前に提出があったものとみなす
		被保険者期間要件の撤廃
		3年300日

- 1 上記の拡充にあわせて、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行うこととする
- 2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を上げる措置を別途講じる

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

税務署に申請することにより、納税が猶予されます

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

○ 要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限（注1）から6か月以内に申請書が提出されていること。

※ 担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。

（注1）令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限（令和2年4月16日）が納期限となります。

（注2）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

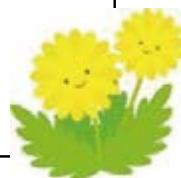
お気軽にお電話で
ご相談ください！
（納期限前から相談できます）

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）



更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。
（裏面をご参照ください。）



個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予が認められることがありますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

○ 個別の事情

ケースによりご用意
いただく資料が異なります。
まずはお電話でご相談を！

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

（注）申請に必要な書類等については、最寄りの税務署（徴収担当）にご相談ください。

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

（納税の猶予：国税通則法第46条）



令和2年4月

厚生年金保険料等の猶予制度

1. 換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

2. 納付の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

- ①財産について災害を受け、または盗難にあったこと
- ②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
- ③事業を廃止し、または休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

「1. 換価の猶予」または「2. 納付の猶予」が認められると、

- 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- 財産の差押えや換価（売却等現金化）が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金が一部免除されます。

猶予制度を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。
詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。

【お問合せ先】

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



申請書類・手続等（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kou nen/jigyonushi/sonota/kankayuyo.html>



固定資産税等の軽減

1. 固定資産税・都市計画税の減免

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する設備や建物等の2021年度※の固定資産税及び都市計画税を、売上の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

※2020年度の固定資産税及び都市計画税は、新たな特例措置（売上が前年同月比20%以上減）に基づき、1年間、納税猶予可能です。

＜減免対象＞ ※いずれも市町村税

- ・設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）
- ・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の 売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満	2分の1
50%以上減少	全額

2. 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が免除されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。

国 （導入促進指針の策定） 協議 ↑ ↓ 同意	対象地域 全国1,646自治体（うち1,642がゼロ（2月末時点）） ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
市町村 （導入促進基本計画の策定） 申請 ↑ ↓ 認定	対象設備 機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの 事業用家屋と構築物を対象追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの ※既に「先端設備等導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要があります。
中小企業 （先端設備等導入計画の策定）	特例措置 固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後3年間、ゼロ～1/2に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める

【お問い合わせ先】

固定資産税の特例の拡充・延長に関するお問い合わせ：

03-3501-1816（中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課）

※その他の制度の具体的な内容に関するお問い合わせ先は、詳細が確定次第アップいたします。

※いずれの措置も関係法案が国会で成立することが前提

欠損金の繰戻し還付

資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大します。

現行	特例
中小企業者（資本金1億円以下）	資本金1億円超～10億円以下の法人に拡大

※特例の実施については、関係法案が国会で成立することが前提
（令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について適用）

○現行制度のイメージ

前提

①当年度：欠損金200万円

②前事業年度：課税所得500万円

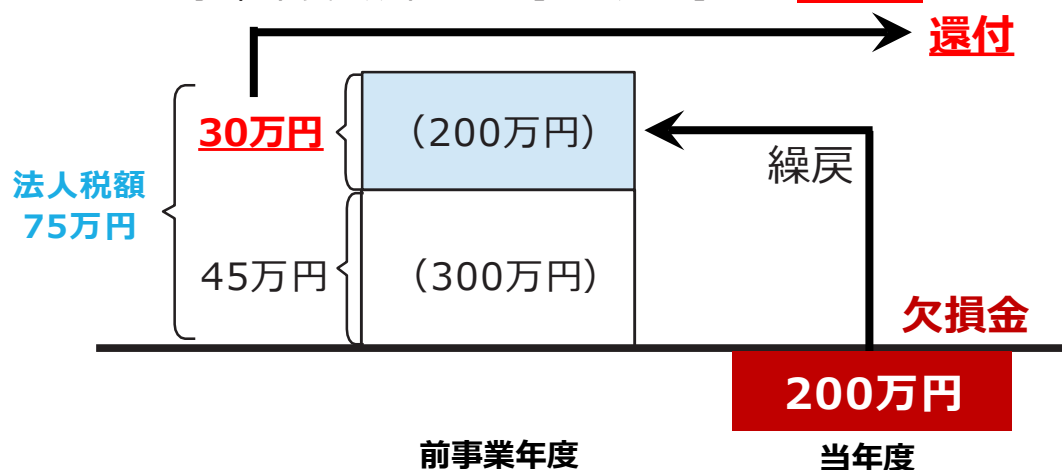
※前事業年度に納付した法人税額500万円×15%（法人税率）＝75万円の場合

還付額の計算

前事業年度法人税額【75万円】

×当年度の欠損金額【200万円】

÷前事業年度の所得金額【500万円】＝30万円



詳細は以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf



中小企業の皆さん

取引上の悩み を抱えていませんか？



下請かけこみ寺

にご相談ください！

「下請かけこみ寺」では、中小企業の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。



悩んだらここに相談を！

下請かけこみ寺

相談無料

全国48か所

中小企業の取引上の悩み相談をお受けします。

秘密厳守

匿名相談可能

☎ 0120-418-618

〈受付時間〉平日9:00～12:00 / 13:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。
(公財) 大阪産業局内設置 下請かけこみ寺 平日10:00～12:00 / 13:00～17:00 (同上)



中小企業庁委託事業

(公財) 全国中小企業振興機関協会

無料相談(相談員・弁護士)

例えば…

- ① 支払日を過ぎても代金を払ってくれない。
- ② 長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。
- ③ お客さんからキャンセルされたので、部品が必要なくなったといって返品された。



調停による紛争解決手続(ADR)

- 紛争当事者間の和解の調停を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所、時間等を決めることができます。

消費税の転嫁等に係る取引上の相談に応じています。

消費税転嫁に関するご相談はこちら

 **0120-300-217**

下請かけこみ寺は全都道府県に設置しています。

本部：(公財) 全国中小企業振興機関協会 …… 03-5541-6655	(公財) ふくい産業支援センター …… 0776-67-7426
(公財) 北海道中小企業総合支援センター …… 011-232-2408	(公財) 滋賀県産業支援プラザ …… 077-511-1413
(公財) 21 あおもり産業総合支援センター …… 017-775-3234	(公財) 京都産業 21 …… 075-315-8590
(公財) いわて産業振興センター …… 019-631-3822	(公財) 奈良県地域産業振興センター …… 0742-36-8311
(公財) みやぎ産業振興機構 …… 022-225-6637	(公財) 大阪産業局 …… 06-6748-1144
(公財) あきた企業活性化センター …… 018-860-5622	(公財) ひょうご産業活性化センター …… 078-977-9109
(公財) 山形県企業振興公社 …… 023-647-0662	(公財) わかやま産業振興財団 …… 073-432-3412
(公財) 福島県産業振興センター …… 024-525-4077	(公財) 鳥取県産業振興機構 …… 0857-52-3011
(公財) 茨城県中小企業振興公社 …… 029-224-5317	(公財) しまね産業振興財団 …… 0852-60-5114
(公財) 栃木県産業振興センター …… 028-670-2603	(公財) 岡山県産業振興財団 …… 086-286-9670
(公財) 群馬県産業支援機構 …… 027-265-5027	(公財) ひろしま産業振興機構 …… 082-240-7703
(公財) 埼玉県産業振興公社 …… 048-647-4086	(公財) やまぐち産業振興財団 …… 083-922-9926
(公財) 千葉県産業振興センター …… 043-299-2654	(公財) とくしま産業振興機構 …… 088-654-0101
(公財) 東京都中小企業振興公社 …… 03-3251-9390	(公財) かがわ産業支援財団 …… 087-868-9904
(公財) 神奈川産業振興センター …… 045-633-5200	(公財) えひめ産業振興財団 …… 089-960-1102
(公財) にいがた産業創造機構 …… 025-246-0056	(公財) 高知県産業振興センター …… 088-845-7110
(公財) 長野県中小企業振興センター …… 026-227-5013	(公財) 福岡県中小企業振興センター …… 092-622-6680
(公財) やまなし産業支援機構 …… 055-243-8037	(公財) 佐賀県地域産業支援センター …… 0952-34-4416
(公財) 静岡県産業振興財団 …… 054-273-4433	(公財) 長崎県産業振興財団 …… 095-820-8836
(公財) あいち産業振興機構 …… 052-715-3069	(公財) くまもと産業支援財団 …… 096-289-2437
(公財) 岐阜県産業経済振興センター …… 058-277-1092	(公財) 大分県産業創造機構 …… 097-534-5019
(公財) 三重県産業支援センター …… 059-228-7283	(公財) 宮崎県産業振興機構 …… 0985-74-3850
(公財) 富山県新世紀産業機構 …… 076-444-5622	(公財) かごしま産業支援センター …… 099-219-1274
(公財) 石川県産業創出支援機構 …… 076-267-1219	(公財) 沖縄県産業振興公社 …… 098-859-6237

相談については、上記下請かけこみ寺に直接ご訪問いただくか、お電話にて受付しております。また、メールやホームページでも受付しております。

下請かけこみ寺

相談無料

全国48か所

秘密厳守

匿名相談可能

中小企業の取引上の悩み相談をお受けします。

 **0120-418-618**

〈受付時間〉 平日9:00～12:00 / 13:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

(公財) 大阪産業局内設置 下請かけこみ寺 平日10:00～12:00 / 13:00～17:00 (同上)

2019年8月

新型コロナウイルス感染症に対応した 休業に関する助成金申請を検討中の企業の皆様へ

東京都が申請手続き等に関し、**無料で**専門家を派遣します！

『専門家派遣事業』企業募集

事業内容

新型コロナウイルス感染症に係る従業員の休業等に関し、中小企業等における国の雇用調整助成金等の制度利用を支援し、雇用の継続を推進するため、以下の相談・助言を行う専門家（社会保険労務士）を無料で派遣します。

- ①「雇用調整助成金」の特例措置（新型コロナウイルス感染症関係）に関する相談・助言（申請手続き及びそれに伴う制度整備等）
- ②「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」に関する相談・助言（申請手続き及びそれに伴う制度整備等）

令和2年度
募集分

対 象

都内の中小企業等（裏面「申請要件」参照）

派遣期間・回数

派遣を決定してから**令和3年3月31日（水）**までの期間で**最大5回**
※1回あたりの派遣時間は原則2時間以内

募集期間

令和3年1月29日（金）まで
※上記期間中であっても、申請数が予定件数に達した際には受付を締め切らせていただきます。

派遣の流れ



申 込

必要書類を郵送または持参でご提出ください。

内容確認

東京都の職員が、課題等についてヒアリングを行います。（原則電話）

派遣決定

専門家の派遣を決定し、通知します。

専門家訪問

専門家が企業に伺い、助言を行います。
※提出・申請代行はいたしません。

派遣の終了

取組結果を報告してください。

雇用調整助成金とは

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例対象を追加しています。詳しくは、以下の厚生労働省HPをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金については以下の厚生労働省HPをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

申請要件

申請を希望する企業（個人事業主も含む。）は下記の要件を満たしている必要があります。

- （１）都内で事業を営んでいること。
- （２）常時雇用する労働者の数が300人以下の企業又は一般社団法人、一般財団法人等であること。
- （３）常時雇用する労働者がいること。
- （４）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- （５）暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。
- （６）表面「事業内容」①～②に係る取組計画（申請理由など）を記載した申請書を提出し、取組の実施を予定していること。

※ 東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金等を利用したこと（または利用する予定）があり、その奨励を受けた（または受ける）事業の内容と、取組計画の内容が重複すると認められる場合は、対象外とします。

※ 東京都働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣と当専門家派遣を同時に利用することはできません。

申請方法

東京都労働相談情報センターへ、必要書類を郵送または持参してください。

必要書類は、TOKYOはたらくネットからダウンロードできます。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/senmonka-haken/>



Q & A

Q

「申込」にはどのような書類が必要ですか？

A

申込に必要な書類は「申請書」と「取組計画書」の2枚です。
（様式はHPからダウンロードできます。）
※派遣終了後に報告書を提出していただきます。

Q

顧問の社会保険労務士がいますが、その方を指名できますか？

A

可能です。ただし、東京都社会保険労務士会の会員に限りです。
顧問の社会保険労務士を指名する場合は、顧問契約業務外の事項について取り組んでください。
※顧問契約書の写しをご提出ください。
※申請前に、直接申請企業が顧問の社会保険労務士の内諾をお取りください。



問い合わせ・申請窓口

東京都労働相談情報センター 事業普及課 企業支援担当

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9F

電話：03-5211-2248

東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適正と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。

詳細は、<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/>をご覧ください。

<工事全般>	受注者の意向を確認し、必要に応じて一時中止 ※別途通知を発出するまで措置	3/19 更新
<設計積算>	一時中止した場合、工期・費用等適切に設計変更	2/27
<入札契約>	一時中止し工期が年度をまたぐ場合には繰越等を実施 (事故繰越の場合は、適宜随意契約も活用)	2/27
	ヒアリングの原則省略 (ヒアリングを実施する場合でも必要に応じて延期や縮小等の措置を実施) ※別途通知を発出するまでの措置	3/19 更新
	評価対象期間等の柔軟な設定 (工事の一部一時中止等により年度内に完成しない工事を次年度以降評価対象に含む)	3/2
	監理技術者等の規制緩和 (所属建設業者と監理技術者等が3ヶ月未満の雇用関係でも可)	2/28
<施工段階>	検査は積極的にテレビ会議にて実施 (打合せも同様)	2/28
	監理技術者の専任の緩和 (コロナウィルスに起因する監理技術者の途中交代を許可)	2/28
	監督時の現場臨場は遠隔臨場を積極的に試行 (建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査試行要領 (案))	3/2
	中間前金払及び既済部分払等の手続きの簡素化・迅速化を実施 (工事一部一時中止等を実施する受注者に対し、資金繰りが逼迫することのないよう適切に支払い)	3/11
<その他>	小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援【厚労省】 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09869.html)	3/2
	地方公共団体の調達における新型コロナウイルス感染症への対応【総務省】 (https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/index.html)	—
<問合せ対応>	本省・地整に問合せ窓口を設置	3/2

新型コロナウイルス感染症に係る直轄工事・業務の対応に関する問合せ・相談窓口一覧
 <今般の措置内容（全般）について>

	部署	電話番号
国土交通本省	（営繕・港湾・空港以外） 大臣官房技術調査課	03-5253-8221
	（営繕） 大臣官房官庁営繕部計画課	03-5253-8234
	（港湾・空港関係） 大臣官房公共事業調査室	03-5253-8258
	（地方公共団体の発注工事について） 土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室	03-5253-8278

<受注者の皆様へ>

発注者	部署	電話番号
北海道 開発局	事業振興部 工事管理課	011-709-2311
東北 地方整備局	（営繕・港湾・空港以外） 企画部技術管理課	022-225-2171
	（営繕関係） 営繕部計画課	022-225-2171 （内線5151）
	（港湾・空港関係） 港湾空港部港湾空港整備・補償課	022-716-0007
関東 地方整備局	（営繕・港湾・空港以外） 企画部技術管理課	048-600-1331
	（営繕関係） 営繕部計画課	048-600-1348
	（港湾・空港関係） 港湾空港部港湾整備・補償課	045-211-7419
北陸 地方整備局	（営繕・港湾・空港以外） 企画部技術管理課	025-370-6702
	（営繕関係） 営繕部計画課	025-280-8705
	（港湾・空港関係） 港湾空港部港湾空港整備・補償課	025-280-8763
中部 地方整備局	（営繕・港湾・空港以外） 企画部技術管理課	052-953-8131
	（営繕関係） 営繕部計画課	052-953-8185
	（港湾・空港関係） 港湾空港部港湾空港整備・補償課	052-209-6326

近畿 地方整備局	(営繕・港湾・空港以外) 企画部技術管理課	06-6942-1141
	(営繕関係) 営繕部計画課	06-6942-1141
	(港湾・空港関係) 港湾空港部港湾空港整備・補償課	078-391-7322
中国 地方整備局	(営繕・港湾・空港以外) 企画部技術管理課	082-221-9231
	(営繕関係) 営繕部計画課	082-221-9231
	(港湾・空港関係) 港湾空港部港湾空港整備・補償課	082-511-3907
四国 地方整備局	(営繕・港湾・空港以外) 企画部技術管理課	087-851-8061
	(営繕関係) 営繕部計画課	087-811-8335
	(港湾・空港関係) 港湾空港部港湾空港整備・補償課	087-811-8332
九州 地方整備局	(営繕・港湾・空港以外) 企画部技術管理課	092-476-3546
	(営繕関係) 営繕部計画課	092-476-3535
	(港湾・空港関係) 港湾空港部港湾整備・補償課	092-418-3372
沖縄 総合事務局	開発建設部技術管理課	098-866-1904
東京航空局	総務部契約課	03-6880-1505
大阪航空局	総務部契約課	06-6949-6206
国土技術政策 総合研究所	(港湾・空港以外) 企画部施設課	029-864-2676
	(港湾・空港関係) 管理調整部管理課	046-844-5076
国土地理院	企画部技術管理課	029-864-8281

発行日 2020 年 4 月 21 日
発 行 東京土建一般労働組合足立支部
連絡先 東京都足立区梅島 1-2-26
TEL : 03-5845-5011

@ 1000

行政の相談窓口一覧

資金繰り

経済産業省 中小企業金融相談窓口

TEL:03-3501-1544 9:00～17:00(土日・祝日含む)

東京都産業労働局 金融部金融課

TEL:03-5320-4877 9:00～17:00(平日)

経営に関する相談

公益財団法人 東京都中小企業振興公社

TEL:03-3251-7881 9:00～16:30(平日)

助成金

◆ 雇用調整助成金関係

東京労働局ハローワーク助成金事務センター

TEL:03-5337-7418 9:00～17:00(平日)

ハローワーク足立

TEL:03-3870-8609

◆ 学校等休業助成金・支援金、

雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談

コールセンター

TEL:0120-60-3999 9:00～21:00(土日・祝日含む)

労働関係

◆ 緊急労働相談ダイヤル

東京都ろうどう110番

TEL:0570-00-6110 9:00～20:00(平日) 9:00～17:00(土曜)

◆ 労務関係、労働条件関係等

足立総合労働相談コーナー TEL:03-6684-4573

足立労働基準監督署 TEL:03-3882-1188